行動障碍の軽減と 地域生活への支援

~これまでの取り組みと今後の課題~



希望が丘 しらさぎ寮 強度行動障碍特別支援事業 支援スタッフ 大山 敦子



(1)事業受託までの経緯

- 平成 2年 自閉症支援に対する取り組みを開始
- ・ 平成 3年 今で言う「強度行動障碍」を持つ方が入所
- ・ 平成 6年 「強度行動障碍」について研究を始め、行動障碍や

集団適応困難の方への支援について検討

• 平成 7年 「特別支援クラス」の設置と活動開始

個別支援棟「ステップハウス」完成

- 平成 9年 「強度行動障害特別支援事業」受託に向け検討開始
- 平成11年 支援棟「すずらんハウス」完成
- 平成12年 1月1日事業認可

(2)事業の概要

1 強度行動障碍



発達障碍児者の著しい環境不適応であり、日常生活での 行動異常が、高頻度と強度の形で出現し、養育上著しく処 遇困難

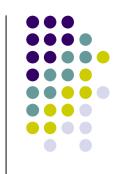
成因と背景: 生育環境と障碍に起因する素因との相互作用

障碍特性による特異な行動と、その行動が持つ意味への理解不足 → 行動に対する制止や拒否 → ストレスを増大~行動異常 → 行動へのマイナス的評価・・・悪循環

特徴:・複数の要因が複雑に絡み合っている。

通常では理解できないようなきっかけで起こる。

障碍特性を理解した養育と早期対応が改善を促進する



(2)事業の概要

2 強度行動障碍特別支援事業

目的 : 著しい不適応行動を示すため、日常生活を送ることが 非常に困難な者に特別な支援を行い、行動障碍の軽 減を図る。

対象者: 定員は4名を標準とする

期間 : 3年を限度

判定基準 :「強度行動障害基準表」(厚生労働省)

各項目の頻度により、点数化し、10点以上を「強度行

動障碍」とみなす。(事業対象は20点以上)

医学的、心理的、社会的及び教育的見地から

検討を加える。

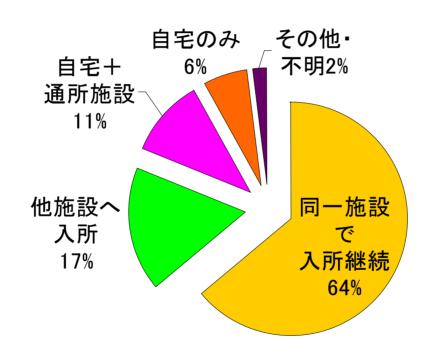
その際、障碍の態様や限度によって医療処遇が 適当

な者は対象から除く。



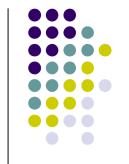
(3)事業終了後の支援(移行先)

①全国的な動向



移行先を決めた理由・・・ 他に選択肢が無い!



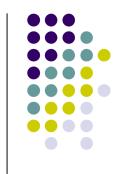


(3)事業終了後の支援(移行先)

②しらさぎ寮の場合

	事業前所属	判定基準点推移	終了後
1	成人施設(入所)	30→未判定	在宅
2	成人施設(入所)	24→15	成人施設(入所):同一法人
3	成人施設(入所)	22→11	成人施設(入所):同一法人
4	児童施設(入所)	28→22	支援継続(H17.10~事業対象)
5	児童施設(入所)	32→15	成人施設(入所):他法人
6	児童施設(入所)	25→ 4	成人施設(入所):他法人

Ⅱ 取り組みの実際



(1)対象

第二期支援対象者

支援期間 : 平成15年1月16日~17年12月31日

主訴 : 養護学校を卒業後、作業所を利用しながら、在宅生活を送っ

ていたが、双方共に適応できなかった。また、家庭生活にお

いても日常的にパニックがあり、穏やかな生活を送るために

パニックを軽減したい。

3年後の事業支援終了後は、家庭に帰り、地域での生活を

希望。

入所前判定 : 32点



(2) 行動改善に向けたアプローチ

①成因と特性の把握・理解

行動の意味を考える。

なぜ、その不適応行動と呼ばれる行動をとらなければならないのか。 その行動をとらざるを得なかったのか。

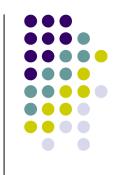


※ 気持ちは受容するが、行動は受容しない ※ (社会的に認められない行動は認めない)

推 測・・・ <u>アセスメント(事前調査、行動観察etc・・・)</u>

スタッフは、常に知識と能力を高めること・自己研鑽が必要。 知識は、『知っている』ではなく『理解している』ことが必要。





②支援するその方への理解

特別な手法やプログラムが先にあるのではなく、「支援を必要とする人」が 先にある。

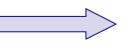
③理解者・通訳者としての支援者

ラポートの形成

4環境調整

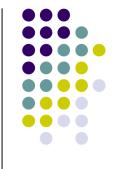
生活リズムの確立。

基本となる活動と日課。



ストレスの軽減

多少崩れても元に戻ることができる



(2) 行動改善に向けたアプローチ

⑤不適応行動を適応行動へ

不適応行動を減らすだけでは、別の不適応行動が表出する恐れがある。 適応行動を伝えなくては、不適応行動は減らない。

<u>適応行動ができた時・しようとした時、それをしっかり認め、誉める。</u> 一度、表出した行動は、表出しやすくなる。

⑥経験と学習

本来持っている能力を引き出す。

新しい学習を通し、活動の幅を広げる。

<u>対象者の場合・・・</u>

- ① 言語と触覚による理解
- ② 快・不快刺激の調査と要求行動の把握
- ③ ルーティン化された日常活動
- ④ 社会資源の活用
- ⑤ 統一した声がけ
- ⑥ ご本人の行動及び心理的な成長に合わせた支援の方向性·方法 の修正



事業終結判定 : 2点(自傷1点、多動1点)



(3)家庭生活に向けた支援

イ) 再アセスメント

日中活動の場を利用し、家族と共に暮らしたい。

生まれ育った地域で、地域の人達や家族の手助けを得てグループホームで生活をさせたい。

できるだけ身近な場所にサービス拠点が欲しい。

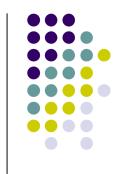
諸手続きが簡単で、緊急時に、すぐに使えるサービスが欲しい。

家族で外食ができるようになりたい。

自分の子どもを受けれてくれる事業所はあるのか。

自分の子どもに合う環境、サービスを提供してもらえるのか。



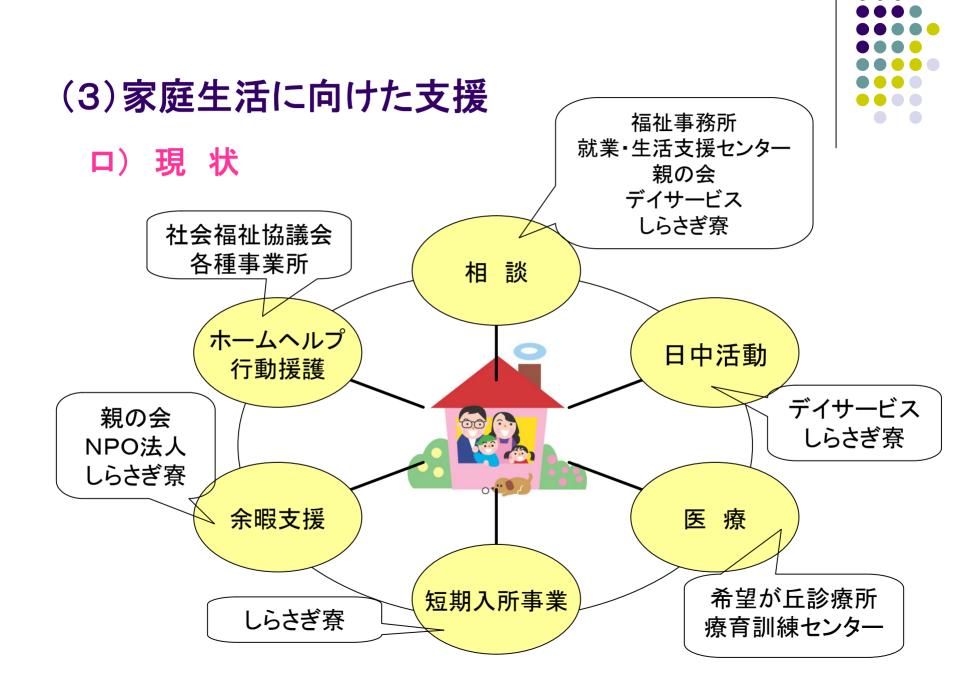


口)現状

デイサービス、ショートステイ~いずれも希望を満たす利用は困難。 NPO法人のサービス~支援費対象外サービスで常態的利用は経済的に限界あり。

平成18年1月より、しらさぎ寮一般入所に切り替え、地域生活に備える。(3月中旬移行予定)

※「地域移行の期限を定めて支援した方が良い」とアドバイスを いただく(ケア会議時、就業・生活支援センター鈴木主査より)



(3)家庭生活に向けた支援

ハ)課題

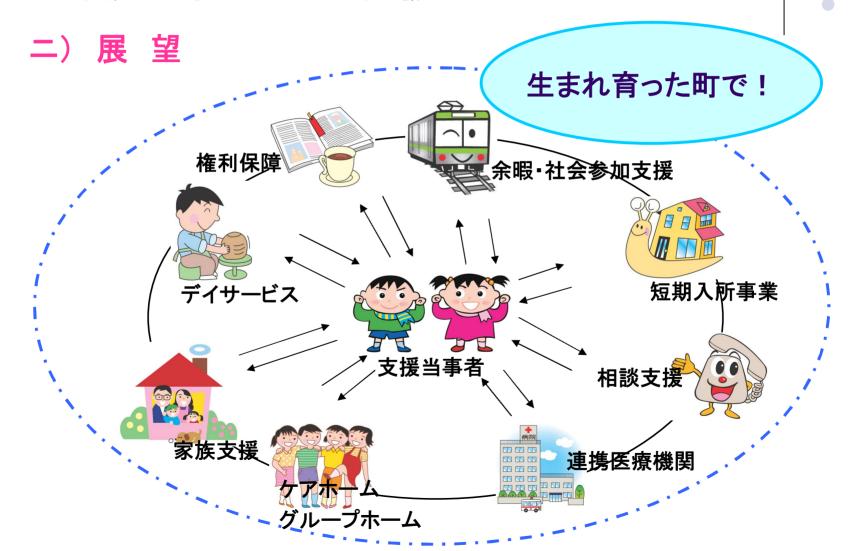
ご家族への負担が増さない支援

- ① 環境の整備
 - 居住地内にサービス事業所が無い。
 - ・ 理解し、支えてくれる人材。
- ② ご本人

• 自発的な選択。



(3)家庭生活に向けた支援



Ⅲ 考察



- ① 行動障碍は、生まれながらの持っているのではなく、二次 的障碍である。
- ② 支援は、本人のみならず、ご家族にも及ぶ。
- ③ 共同療育者としてのご家族。
- ④ 支援は、事業対象の3年のみならず、その後も継続する。
- ⑤ 支援は、単一の資源や個人で成り立つものでは無い。その ためにも連携が重要である。

Ⅳ まとめ



- 支援に「これで良い」、「これで終わり」は存在しない。
- ・ 必要な支援を、必要な方へ
- 場所のみならず、人も含めた地域資源の整備と充実が 急務である。